

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## (Book Review) Seif El-Wady Romahi, International Law & The Palestine Question

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1982-01-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2150">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2150</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## (紹介) セイフ・ワディ・ロマヒ

### 「国際法とパレスチナ問題」

家 正 治

#### I

中東問題は、現代の国際社会の中で、最も突出した問題の一つである。この問題の中核をなすのがパレスチナ問題であり、パレスチナ問題の解決なくして中東問題の真の解決はありえない。1977年11月、エジプトのサダト大統領は、イスラエルを訪問して直接和平交渉の意図を表わし、また翌年9月キャンプ・デービッドで当時のカーター米大統領およびベギン・イスラエル首相と首脳会談を開いて合意に達した。キャンプ・デービッド合意に対して、アラブの諸国は一斉に反対したが、米国の強力なてこ入れによってエジプトはキャンプ・デービッド体制を推進してきた。しかし、1981年10月6日のサダト大統領の暗殺によって同体制が今後も維持されるかどうか大きな問題となっている。また、キャンプ・デービッド方式に変わるものとしてサダト暗殺前の8月6日にサウジ・アラビアのファハド皇太子によって提案された中東和平8項目が注目されている。キャンプ・デービッド合意や中東和平8項目提案等がパレスチナ問題の解決ひいては中東問題の解決にとって基軸となりうるかどうかはパレスチナ問題の本質を十分にとらえた上で判断されなければならない。

ここに紹介する書物は、SEIF EL-WADY ROMAHI, INTERNATIONAL LAW & THE PALESTINE QUESTION, Biblio Ltd, Booksellers & Publishers (TOKYO), 1979, XIV+114pp. である。なお、本書には、「そ

の法的小よび政治的次元の分析」(An Analysis of its Legal and Political Dimensions) という副題が付されている。著者は、1938年12月28日にパレスチナの Muzeira'a で生まれ、レバノン、英国および米国で教育を受けた。1976年、彼はアラブ首長国連邦全権公使として来日、同時に上智大学の客員教授となった。彼は、本書以外に4冊を既に刊行しているが、法律書としては1980年に「国際法と外交慣行の研究」を出している。

本書の序文は、アラブ首長国連邦外務大臣 Ahamad Khalifah al-Suweidi が書いており、同書がアラブ・イスラエル紛争の基本的な法律問題に触れており万人の必読の書であるとしている。本書の構成は、9章と資料・参考書目録からなっている。各章の見出しは以下のとおりである。

第1章 序論

第2章 政治的發展

第3章 パレスチナ人の意識の高揚

第4章 イスラエルの国家の地位と国際法

第5章 領土主権に関する人民の概念

第6章 パレスチナ人の抵抗と国際法

第7章 パレスチナ人の権利の侵害

第8章 平和のための探求

第9章 結論

以下、著者が興味深い法律上の議論を展開している点および紹介者が関心を抱いている民族自決権に関する箇所を中心に紹介した後、若干の感想を述べることにする。なお、本書の紹介は、アラブ連盟駐日代表部が出版したパンフレット「国際法とパレスチナ問題」—1978年11月29日の国連パレスチナ・デー記念シンポジウムで著者が行なった基調講演録「国際法の下におけるパレスチナ人たちの人権」および「中東和平とパレスチナ問題について—その歴史的考察と今後の展望」が収録されており、本書と一定程度重複する内容である—をも参考にしていく。

## II

まず序論では、パレスチナ問題は重大な関心事となっておりまた緊急問題となっていると指摘する。しかし、この問題の発生以来、主として政治家達によって政治の領域で扱われてきたが、国際法の視点からとり扱われるということがなかった。したがって、本書は国際法に照らして、パレスチナ問題の若干の側面を検討することを目的としている。30年が経過したにもかかわらず、パレスチナ人民は民族自決権を含む基本的人権を享受していない。それ故に、パレスチナ人の多くは、国際法に深い不信の念をもつにいたっている。しかし、国際社会はパレスチナ人民の不可譲の権利を認めるにいたり、事態は幾分変化してきている、としている。

第2章では、50年前にはパレスチナ問題はなかったとしている。セオドル・ヘルツル (Theodor Herzl) が1896年にパレスチナにおけるユダヤ国家という考えを打ち出した時、彼はそこに住んでいた住民を見落していた。彼は、「ユダヤ人は国のない民である。パレスチナは民のいない土地である」というスローガンを提起した。これに反論して、ロシアの哲学者でユダヤ人であるアシャド・ハーム (Achad Ha'am) は、「パレスチナは無主の土地 (empty territory) ではない」と言っている。また、ユダヤ人の学者であるマクシム・ロダンソン (Maxime Rodinson) 教授は、「パレスチナのアラブ住民はいかなる意味においても原住民である。パレスチナ人の世代は、1948年にイスラエル人によって土地を失うまで住民の主な部分を占めていた」と述べている。1917年、ユダヤ人のシオニスト指導者の圧力の下で、英国政府は一方的に宣言を発表したが、このバルフォア宣言はパレスチナに樹立されたユダヤ国家の最初の土台となった。この宣言は、ヨーロッパで迫害を受けていたユダヤ人問題を解決できなかった。また、ある集団がある地域に移住するというのは、難民の群を新たに作っただけであった。

1947年、イギリスはパレスチナ問題を国連にもちこんだ。パレスチナ人は

分割決議を行なう国連の権限を問題にしたが、国連はその国を二国家に分割することに賛成した（国際司法裁判所の勧告的意見を求めるべきという提案に大国は反対した）。一つはアラブ人の国家であり、いま一つはユダヤ人の国家であった。一方「ユダヤ人の国家」でも、ユダヤ人49万9,020人に対し、パレスチナ・アラブ人50万9,780人と多数を占めていた。シオニズムはそのためアラブ人が大量に出国することが政治的にも、軍事的にも望ましいと考えた。1949年に100万人が、また1967年戦争によって300万のパレスチナ人の難民が発生している。

第3章では、パレスチナ人は今日ではアラブ世界の中の一つの政治的共同体であると見なされており、また「パレスチナ解放機構」(PLO)はその政治的<sup>(1)</sup>代表であるとみなされている、と述べている。パレスチナ人は400万人いるが（その内165万人はイスラエルの軍事占領の下にいる）、どこにしようとして一体性（identity）を感じている。1964年にPLOが創設され、1974年10月にはアラブ首脳会議で「パレスチナ人民の唯一の正統な代表」であると承認された。キャンプ・デービッド合意、エジプト・イスラエル平和条約の締結という事態の中で、パレスチナ人は他のアラブ世界との連帯という新しい気運を生み出している。しかし、PLOは以下の5つの問題をかかえている。

- (1) 大衆の有効な動員
- (2) イスラエルおよび占領地のパレスチナ人との関係の強化
- (3) イデオロギー上の対立と党派間の対立の調整
- (4) 他のアラブ諸国の政府からの独立の維持と他方それら政府との協力の維持
- (5) パレスチナ人民の死活的利益をそこなわないで、イスラエルおよび大国を考慮する政策形成

しかし、1970年代にこれらの問題のすべてに関してPLOはかなりの前進をなしている。結論的に、パレスチナ人民の抵抗運動を理解するためには、2つの点が強調されなければならない。

(1) この運動をシオニストの抑圧に対する対応として見る必要性があること。

(2) パレスチナ人は、1970年代の経験から学んだことから、1980年代には強力な外交上の力を発揮することができるであろうということ。

第4章では、イスラエルの合法性や有効性を検討するためには、その国家の作られた諸要素を検討しなければならない、としている。国際的なレベルにおける第1の要素は、バルフォア (Balfour) 外相からロスチャイルド (Rothchild) 卿にあてられた書簡の形式をとっているバルフォア宣言を検討することである。しかしながら、この宣言は、シオニストのパレスチナ要求を肯定する法的基礎を与えていないということである。この宣言が国際法上有効性を有していない理由として、(1) 同宣言が「民族的郷土」(national home) という用語を使用していること、(2) 同宣言が「ユダヤ人民」(Jewish People) という用語を使用していること、および(3) 同宣言が「現存する非ユダヤ共同体」(existing non-Jewish Communities) という用語を使用していること、である。

まず、バルフォア宣言でいうところの「民族的郷土」という用語は非常に曖昧である。それが、ユダヤ国家(パレスチナの全性格を変えるもの)を意図しているのか、それともヨーロッパで迫害を受けているユダヤ人が自由に宗教を信仰するための避難場所を意図しているのかさだかでない。条約の形式であることから、宣言はまた条約の解釈の弁法がとられなければならない。その方法の一つは、意思(intention)の確認である。著者の見解によれば、避難場所を設定することではなく、バルフォア外相の意向はシオニストの政治的願望にむくいることであった。バルフォア宣言が、1917年に発表されたとき、英国政府はパレスチナに権限をもっていなかったということである。なぜなら、トルコによって支配されていたアラブ住民の領土であったからである。英国は合法的所有者に相談もなく他人の財産を処分した。ユダヤ人の学者であるアーサー・ケストラー (Arthur Koestler) は、バルフォア宣言について、「ある民族が第3の民族の国を第2の民族に与えた」と述

べている。これはパレスチナ人民の管轄に対する侵略以外のなにものでもない。南イリノイ大学の国際法教授ジャコビニ (Jacobini) は「不道徳な意思にもとづくいかなる条約も違法かつ無効なものとして考えられなければならない」という見解を述べている。

第2の点の「ユダヤ人民」という用語に関して、著者は誤解を生むものであるとする。慣習的に言って、国際的に承認された地域に居住する人々は、それが人種的、地理的、言語的、文化的、歴史的であれ、共通の遺産をもつものである。それ以外に、ユダヤ人を結びつけるものは何か、それは宗教である。国際法は民族国家の存在の基礎として宗教を認めていない。

第3に、宣言が「現存する非ユダヤ共同体」と述べているが、92%を占めるパレスチナ住民をそのように呼ぶことは多数者の自決と自治の権利を無視するものである。

以上の理由から、バルフォア宣言はパレスチナに対するシオニストの主張の法的根拠とならず、国際法上無効である。

次にイスラエルの国家の地位の合法性に大きな要素を与えたのは、1974年に国連が採択した分割案である。しかし、この決定は以下の理由によって反論される。

- (1) 国連憲章は現在の委任統治に対して監督する権利を国連に与えていない。
- (2) 分割決議は、パレスチナ人民の主権を侵害するものである。
- (3) この決議は、パレスチナ人民の自決の原則に関して、連盟規約と国連憲章を侵害している。パレスチナ人民は民族的同一性と領土保全を維持する権利を有している。

それにかかわらずイスラエルは誕生した。国際法では、国家には3つの要素—(1)一定の領土、(2)人民、(3)人民を代表し法と秩序を維持する政治機関—が必要である。イスラエルはこれらの点を充足していない。イスラエルは承認された国境を有しない唯一の国である。また、その国の創設の時、パレスチナのユダヤ系住民の大多数はその国に住んでいなかった。さらに、政府に

関して、イスラエル政府はパレスチナ人民を代表しているとはいえない。

第5章では、1917年の英国軍によるオットマン帝国の構成部分であったパレスチナの軍事占領は、占領国に主権をとりさられるものではなかったことを述べている。国際連盟は、トルコから分離されたアラブの地域を、「受任国の援助を彼らに与える一時的な委任統治を条件にした独立国」として認めていた。委任統治は、A式、B式、C式の3つのタイプに分かれており、この区別は地域の政治的発展の程度にもとづいた。パレスチナに適用されたA式の場合は、連盟規約第22条で「独立国」として認められていた。さらに、パレスチナの委任状第5条は、パレスチナの地域のいかなる部分も譲り渡すことを受任国に禁じていた。連盟理事会が、英国にパレスチナの施政を委任したことは、人民から主権を奪ったものではなく、またパレスチナの実体 (entity) を奪ったものではない。

第6章では、P L Oの国際法上の地位について触れている。伝統的には、主権国家のみが国際法上の主体とされていたが、現在ではもはやそのように言うことはできない。P L Oは1964年にアラブ連盟の諸国の合意の下に創設され、現在では100以上の国がP L Oを承認している（完全な外交上の地位を認めたものから広報センターの設置を単に認めたものにすぎないものも含む）。一連の国連総会決議は、パレスチナ人民の自決と自由のための闘争を承認している。パレスチナは、事実上イスラエルの占領下にあるが、1974年P L Oは国連でオブザーバー資格が認められた。これは「未成熟の政府」(embryo government) として認められたと考えることができ、一定の国際人格を表わしているものである。また、これらの総会の決議は、パレスチナ人民の権利を承認すると共に履行のための手段をとる法的根拠を与えている。

第7章では、イスラエルによるパレスチナ人民の権利の侵害が行なわれていることについて述べている。人権を尊重しなければならない国際法上の義務がある。1949年の4つのジュネーブ条約では、戦時における文民の保護や人権侵犯禁止の原則を具体化している。1970年の国連総会は、「パレスチナ



人民の不可譲の権利を再確認」し、イスラエルに対して「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」の義務に従うよう要請した。1971年10月、国連の委員会は、「イスラエルは、占領地でパレスチナ人の存在のあらゆる残りかすの漸進的かつ組織的な根絶を構成する実践と政策を続けている」と報告している。また、1971年12月、総会は、(a)アラブ占領地のいかなる部分の併合、(b)イスラエル人入植地の設定、(c)村落や家屋の破壊と財産の没収、(d)住民の疎開・追放・放逐、(e)難民の権利の否定、(f)囚人・拘留者の冷遇や拷問、(g)連座罰、のような政策・実践を止めるよう要求した。イスラエル政府は、その後もユダヤ人入植地の拡張を続けている。ヘブライ大学のナサン・フェンバーク国際法名誉教授は、それは「イスラエルの民族的利益と国際法と基本的にあいられない」と述べ、イスラエル政府の主張に反駁している。また、イスラエルは、エルサレムの併合をめざす法律を1967年6月27日に施行した。1967年7月4日の総会は、「エルサレムの地位を変更するようなすでにとられた措置を無効にするよう」イスラエルに要請した。

第8章では、国際法の目的が平和と正義の維持にあるとしてもどうしてこの平和をとりもどすことができるかに関して述べている。それは当事国間の交渉、仲介、調停、仲裁裁判、もしくは大国のおしつける解決によって回復されるのか。あるいは、植民地以前の (*uti possidetis*) パレスチナにおける民主的国家的建設することによってであるのか。PLOのアラファト議長は、1974年の国連総会での演説で、イスラエル教徒、キリスト教徒およびユダヤ教徒が平等の基礎において、「民主的非宗教の国家」を樹立する提案を行なった。

アメリカの国際法学者、クインシー・ライト教授は、「占領地からの撤退は、いずれにせよ安全な国境の設定と混同されてはならない。決議は占領地からの撤退を求めているのであって、安全な国境に対してではない」と述べている。今までのところ、どの国際法学者も、征服、占領および実効的支配の原則に賛成していない。シャルル・ド・ヴィシエー (Charle de Vissher)

は、「実効性は違法行為に有効な権限を与えない」と述べている。クインシー・ライトは、「領土は征服によって取得されない」とつけ加えている。その外、多くの学者の見解を引用して、「不正から権利は発生しない」と結論づけている。

第9章は、著者が結論を下している部分である。パレスチナ問題では、政治などの国際法以外の要素が前面に出て、国際法は大きな役割を演じていなかった。しかし、機会が与えられれば、法律は他のものと平行して活用することができる。法の一つの属性はクールさ（coolness）にあり、即ち情緒よりも理性であり興奮よりも冷静であることである。国際法はたえず発展している。結論として、国際法を実際的なものにまた意味あるものにするために、国際法の内容に十分な強制と制裁がつけ加えられなければならない。パレスチナ人民の基本的不可譲の権利を実現するために、我々はこれを扱おう国際法を行使し、そして積極的な世論を形成することが重要である。

### III

1970年10月、第25回国連総会は、「国際連合憲章にしたがった諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(友好関係宣言)を採択した。そこでは七つの原則を掲げているが、その第一は武力による威嚇または武力の行使の禁止である。そこでは、宣言はさらに敷衍して、「国家の領域は、憲章の諸条項に反する武力の行使の結果生じる軍事占領の対象とされてはならない。国家の領域は、武力による威嚇または武力の行使の結果生じる他の国家による取得の対象とされてはならない。武力による威嚇または武力の行使の結果としてのいかなる領土取得も、合法的なものとして承認されてはならない」と規定している。また、同宣言の第5原則は人民の同権と自決の原則であるが、「外国による征服、支配および搾取への人民の服従は、この原則の違反を構成し、基本的人権を否認し、憲章に違反するものであることに留意して、この原則の実施にかんして憲章が委託した責任を履行することについて国際連合に援助を与える義務を有する」と規定すると共

に、「すべての国家は、他のいかなる国家または領域の民族的統一と領土保全の一部または全部の分断を目的とするいかなる行為をも慎まなければならない」と宣言している。

パレスチナ問題を考察する場合、伝統的国際法に対して現代国際法の特徴である武力行使の違法化と民族自決の原則が直接にかかわって来る問題であることが直ちに明らかとなる。筆者は、パレスチナ人民の民族的諸権利の問題に関心をもっており、現在のところ、(1)委任統治における主権問題、(2)国連の分割決議と国連憲章、(3)その後の国連の対応—4つの中東戦争を節として、(4)パレスチナ人民の不可譲の権利の内容、(5)キャンプ・デービッド合意とパレスチナ人民の自決権、および(6)人権問題の綱目を立てている。ロマヒ博士による本書は、これらの諸点の解明に大きな糸口を与えてくれたと思っている。とくに、国連の分割決議の評価に関して、著者の見解は大きな重みを有している。なお、最近、ジュリアス・ストーン (Julius Stone) 教授によって、まったく見解を異にする研究が出された。<sup>(2)</sup> この研究をもふまえて、近い将来パレスチナ問題のより精緻な分析を行ない、パレスチナ問題の公正な解決のために寄与しなければならないと考えている。

---

(1) 西岸70万、ガサ地域45万、イスラエル50万、ヨルダン115万、レバノン40万、シリア25万、クエイト25万、サウジ・アラビア5万、エジプト・イラク・リビアおよびアルジェリア8万、湾岸諸国5万、ヨーロッパ5万、西半球7万、合計400万—ニューヨーク・タイムス、1978年2月19日付の数字を本書は引用している。

(2) Julius Stone, *Israel and Palestine, Assault on the Law of Nations*, The Johns Hopkins University Press, 1981, 223pp.